

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ

指定ごみ袋
粗大ごみ処理券の配付

平成20年度分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて、1年分を一括無料配付しています。

自治会等に未加入の方へは「指定ごみ袋引換券」を送付していますので、引換券を持参の上、6月30日(月)までに担当課へ取りに来てください。

7月以降に取りに来られた場合は、段階的に配付枚数が減少します。

西条市に住民登録をしていない方や事業所へは、無料配付を行っていませんので、担当課窓口で購入(1枚100

円)してください。

- 配付枚数(全世帯一律)
- もえるごみ指定袋(大) 110枚

※ごみ袋が不足する5人以上の世帯には、年間30枚まで追加配付できます。

- もえないごみ指定袋(大) 20枚
- 粗大ごみ処理券 10枚

■中袋への交換について

大袋から中袋への交換は、中袋の在庫がある限り行います。交換を希望される方は、担当課へご連絡ください。

■ごみ袋の引き取りについて

指定ごみ袋が余っている場合は、担当課へ持参いただければ引き取ります。

1年間の使用枚数が配付枚数以内におさまるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係(東予)
市民生活係(丹原・小松)

生ごみ処理機等の購入費を補助します

生ごみの減量化と資源としての堆肥化の推進のため、生ごみ処理機などを購入される市内の一般家庭に対して補助金を交付しています。

■補助の内容

- 生ごみ処理機 補助率 2分の1、補助金上限額 2万円、補助対象基数 1世帯1基まで
- 生ごみ処理容器 補助率 2分の1、補助金上限額 3千円、補助対象基数 1世帯2基まで

■平成20年度補助予定基数

- 生ごみ処理機 90基
- 生ごみ処理容器 70基

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課

春の全国交通安全運動
4月6日(日)~15日(火)

スローガン

交差点 早めの合図と ゆずり愛

★運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

★運動の重点

- ① すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 飲酒運転の根絶



4月10日(木)は
交通事故死
ゼロをめざす日

生活環境係(東予)
市民生活係(丹原・小松)

資源リサイクル活動奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団回収を行う団体に対して、回収量に応じた補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには事前に団体登録を行っていた必要があります。

■補助対象となる団体の要件

○地域住民20人以上で構成する営利を目的としない団体であること

○資源物を市内のリサイクル業者に持ち込むこと

○回収にかかる経費はすべて団体が負担すること

■補助金額 回収した資源物1kgにつき4円

■補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶・アルミ缶など(事業活動に伴う資源物は対象となりません)

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係(東予)
市民生活係(丹原・小松)